

まちづくり関連施策に関する事業仕分け案に対する 緊急提言

現在、行政刷新会議における事業仕分けが行われているが、既に地方へ移管又は廃止とされた事業には、地方の行財政運営及び社会資本整備等に大きな影響を及ぼすと考えられるものが含まれている。

特に、市街地再開発事業、まちづくり交付金等のまちづくり関係予算は、行政刷新会議ワーキンググループによる「事業仕分け」評決結果において、地方への移管とされたところである。

これらの助成制度は、地方公共団体や再開発組合等が中心市街地の活性化を始めとするまちづくりを進める上で、大きな役割を果たしているところである。

まちづくり交付金は、地域主導の個性あふれるまちづくりに必要なハード・ソフト施策に対して、整備計画に基づき一括して支援を行うもので、市町村から高く評価されているところである。

また、市街地再開発事業は、地権者等の関係者の合意を得て民間主導により長い期間をかけて進められるものであり、再開発事業に対する支援制度の見直しにあたっては、計画中及び事業中のプロジェクトの資金計画や事業実施に支障をきたすことのないよう十分配慮することが必要である。

さらに、下水道事業は未普及対策だけでなく、集中豪雨や水質保全等を図るために重要な事業である。

行政刷新会議ワーキンググループによる評決結果を踏まえた、これらの予算に関する具体的な制度見直し等にあたっては、円滑かつ着実なまちづくりが実施できるよう、基礎自治体の意見を十分に聞きつつ、慎重に進められることを強く求める。

平成21年11月25日
中核市市長会